平成２３年（フ）第５８９号
東京都墨田区文花３丁目23―１
債務者　渡邊　美憲
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５９０号
千葉県千葉市中央区市場町６―15―301
債務者　乳井　晃子（旧姓秋元）
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５９２号
千葉県市川市本行徳2554―17―605
債務者　鈴木　光伯
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５９６号
東京都荒川区南千住４丁目９－７―505
債務者　三吉　敦子
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５９７号
東京都目黒区目黒本町２丁目27―６―103
債務者　児玉　時子
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５９８号
東京都世田谷区上祖師谷２丁目13―16―103
債務者　松竹　繁美
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５９９号
東京都東久留米市浅間町３丁目23―16　ルピナスⅡ202
債務者　長津　賢二
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６００号
東京都江戸川区東小松川３丁目24―１―103
債務者　穴澤　邦一
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６１３号
東京都町田市森野４丁目14―８―202
債務者　伊藤　麻希
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６１７号
東京都江戸川区清新町１丁目１―36―1402
債務者　吉野　修造
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６１８号
東京都江東区扇橋１丁目９－５―101
債務者　野口　治男
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６２１号
神奈川県川崎市麻生区上麻生６―31―45―103、住民票上の住所東京都町田市中町１丁目５－４―806
債務者　成瀬　桃子
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６２２号
東京都豊島区南長崎１丁目25―４　スカイフラット10　705号
債務者　難波　一恵
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６２３号
東京都品川区北品川５丁目７－９―109
債務者　清水　教子
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６２５号
東京都世田谷区奥沢３丁目27―14
債務者　林　　裕之
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

第明治三二十種郵便物認可